(<mark>傍線部分</mark>は改正部分)

改 正 案	期 (
	電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象として放 ン放送を行う基幹放送局の送信設備は、次のとおりとする。 十七条の四第二項に規定する総務大臣が別に告示する標準テレビジョ理であるテレビジョン放送を行う基幹放送局の送信設備及び同令第三条第二項に規定する同条第一項の規定を適用することが困難又は不合 「無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四 「テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局
	① 空中線電力の許容偏差 27 前号の送信設備の技術的条件は次のとおりとする。 ○・一ワット以下のもの ベアの放送番組を同時に再送信する送信設備であって、空中線電力が送事業者のテレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を受信し、そのす
	以下であること。 映像送信設備の実効輻射電力の四パーセント以上五〇パーセント (1) 音声送信設備の実効輻射電力 を超えないものであること。 であり、音声送信設備については(二)に掲げる条件により定まる値 映像送信設備については上限五〇パーセント下限五〇パーセント
	<u>ニ テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う基幹放送局</u> 以下であること

$\overline{}$	型工	基幹放送局の送信設備
	$\overline{}$	

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

27 技術的条件

空中線電力の許容偏差

<u> </u>	下限 (パーヤント)
国	

| 周波数の許容偏差

kHz

- 次のとおりとする。 げるものであって総務大臣が別に告示する基幹放送局の送信設備は、送信設備及び同令別表第一号注二十一ただし書に規定する同注(3)に掲ることが困難又は不合理であるテレビジョン放送を行う基幹放送局の出機設備規則第十四条第二項に規定する同条第一項の規定を適用す
- <u>の送信設備であって、空中線電力が○・○五ワット以下のもの幹放送局(テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。)他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基</u>
- □ 前号の送信設備の技術的条件は次のとおりとする。
 - 上限五〇パーセント下限五〇パーセントであること。

 | 空中線電力の許容偏差